



長野県報

3月9日(月)
平成27年
(2015年)
第2655号

目次

規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 1

公共測量の終了(建設政策課) 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 3

公告

一般競争入札(情報政策課) 3

一般競争入札(3件)(情報公開・法務課) 3

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) 4

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 5

争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課) 5

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) 5

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(2件)(企業局) 5

一般競争入札(企業局) 6



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月9日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「長野県土地開発公社」を「一般財団法人地域総合整備財団 長野県土地開発公社」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第89号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳292の156
- 2 指定の目的
水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。